

森林整備地域活動支援交付金制度の紹介

平成十四年度より、国・県・市町村で森林現況調査など森林所有者の皆さんに山の手入れを進めるため欠かせない活動を交付金によって支援します。

林業の厳しい状況の中、手入れをせず山を放つておけば山の価値が下がるだけでなく、森林のもつ大切な働きも十分に発揮できなくなってしまいます。山の価値と機能をさらに高めるために交付金を活用して山の手入れを進めましょう。

森林所有者のみなさんへ

あなたの森林が保安林に 指定されると…

保安林は、必要な場所に必要な働きを持つようにして配置されることが望まれます。保安林の重要性を理解いただき、ご協力いただきますようお願いいたします。ここでは、あなたの森林が保安林に指定されると、どんな優遇措置が受けられるのかまたどのような森林の取り扱いをしなければならないかご紹介しましょう。

税金の免除などの優遇措置があります

1 税金が免除されたり 減額されたりします

固定資産税、不動産取得税、特別土地保有税は課税されません。また、相続税、贈与税は伐採制限の内容に応じて相続税等の評価の際に3~8割が控除されます。

2 造林補助金が加算されます

普通よりも高率の造林補助金が受けられます。

3 特別の融資が受けられます

一定の条件を満たしている場合には、長期で低利の資金を農林漁業金融公庫から借りることができます。



4 伐採の制限に伴う損失についての補償が受けられます

禁伐や折伐など、立木の伐採について厳しい制限が課せられている保安林については、立木資産の凍結について損失の補償が受けられます。

5 必要に応じて治山事業により 整備が行われます

山崩れの防止など公益上重要な働きをしている保安林については、必要に応じて全額公費負担による治山事業で森林の整備が行われます。

(A) 支援交付対象となる人は?

森林施業計画の認定を受けた人で町村長と協定を結び行為を行つた人。
※森林組合に委託もできます。

(B) 支付対象となる森林は?

三十ヘクタール以上の森林施業計画認定森林
①三十五年生以下の人工林
②三十六~四十五年生の人工林で次の全てを満たす森林
1. 「水土保全」または「森林と人との共生林」に区分された森林
2. 施業を計画している森林
3. 施業が三十五年生以下の人工林と一体的に行われる森林
③六十年生以下の育成天然林

(C) 交付される額は?

一ヘクタール当たり 10,000円
(国 1/2・県 1/4・市町村 1/4)

(D) 実施期間は?

平成十四年度~平成十八年度

(E) 具体的にどんな活動を支援するのか?

1. 林木の生育状況、雑草の繁茂状況などの現況調査
所有林の確認、境界の刈払、杭・ベンキなどによる標示
簡易な測量など区域の明確化
2. 作業道、歩道の刈払、補修、既設歩道間などを連絡する歩道の新設
3. 施業箇所に至るまでの既設の作業道、歩道の刈払、補修、既設歩道間などを連絡する歩道の新設

